

大阪エコ農業推進基本方針

平成13年3月

平成28年11月改正

1 趣旨

21世紀は「環境の世紀」といわれ、物質面での豊かさを追い求めるこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の「使い捨て」型社会から、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の浪費が抑制され、環境への負荷の少ない「循環型社会」・「エコロジー社会」への転換が急務となっている。

農業は、土壌、水、大気や微生物などの自然資源を活用し、物質循環を基礎とした生産活動を行っており、元来自然環境ともっとも調和のとれた産業である。

しかしながら、近年、化学肥料、農薬等の多投入、家畜ふん尿等の不適正な処理が環境に悪影響を及ぼすという場面も生じており、農業分野においても環境への負荷軽減に向けた努力が求められている。

そのため、本府では平成13年3月に「大阪エコ農業推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、化学肥料の施用量の削減及び化学合成農薬の使用回数を削減した病害虫防除の推進を柱に据え、天敵や性フェロモン剤等の生態系利用防除法や、太陽熱を利用した耕種的防除法などの手法を組み合わせ、病害虫の総合防除や施肥技術の普及に努めてきたところである。

こうした中、平成18年12月に有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号：以下「有機農業法」という。）が制定され、化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境の負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる有機農業を推進することとなった。

府として地球環境保全や循環型社会構築への取組が急務であることから、基本方針に有機農業法の取組を明確化して組み入れることにより、環境負荷の少ない農業を積極的に推進するものである。

2 大阪エコ農業の概念

エコ農業とは、生産性との調和及び農業経営面における採算性に留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な栽培により、府民が求める安心農産物を生産することを基本に、農業の持つ物質循環機能を活かしながら地域環境の保全にも寄与していく農業をいう。

有機農業とは、エコ農業に含まれるものであり、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

3 大阪エコ農業推進に向けた基本方針

- 1) 農業の環境負荷の軽減を図ることによる府民の求める安心農産物生産の推進

- 2) 農業経営を成立させるための支援の推進
- 3) 有機物資源による循環型農業の構築
- 4) 農業の地域環境に与える負荷軽減・循環システムの推進
- 5) 生産者から消費者までの幅広い府民合意に基づく運動の展開
- 6) 生物の多様性保全

4 推進内容

大阪エコ農業の推進を図るために、具体的推進システムとして下記の事項を実施する。

1) 農業の環境負荷の軽減を図ることによる府民の求める安心農産物生産の推進

本府としては、有機物等による土づくりや病害虫の総合防除技術、効率的施肥技術を駆使した栽培管理手法や有機農業を推進することとする。

府民に対して「より安心であること」や「環境に配慮して生産した農産物であること」をアピールする観点から、府独自の作物別の農薬の使用回数等を規定する栽培基準を策定し、その基準の1/2以下の使用を目標とした栽培管理手法を推進する。

また、化学肥料及び農薬を使用しない有機農業については、有機農業に関する技術体系が十分に確立されていない状況であることを踏まえ、新たな知見に基づく耕種的防除技術を提供するなど有機農業者等の自主性を尊重しながら推進する。

2) 農業経営を成立させるための支援の推進

エコ農業や有機農業に取り組む農業者を経営面から支援するとともに、府民へのアピール、ブランド化を進めるために、府で定める栽培基準の1/2以下での生産の実施が確認された農産物を知事が認証する制度を推進する。

さらに、知事によって認証された農産物（以下「認証農産物」という）に「認証マーク」を添付して出荷するシステムを構築するとともに、各種イベント等を通じ広く府民にPRするほか、認証農産物が有利に販売されるように流通・販売業者との連携を強化し、消費者がこうした農産物を容易に入手できるようにする。

有機農業により生産された農産物については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）による有機農産物JASマーク制度がすでに整備されている。これを受けて、府内産有機農産物の生産・販売拠点等をホームページ等にとりまとめて紹介するなどにより購入を希望する消費者の購買行動につながる支援を進める。

3) 有機物資源による循環型農業の構築

植木のせん定枝、稲わら、家畜ふん等の農業生産由来の有用な有機物資源の堆肥化を推進し、農業のもつ物質循環機能の増進を図る。

4) 農業の地域環境に与える負荷軽減・循環システムの推進

農業のもつ物質循環機能をいっそう強化・アピールするために、地域内から出る食品残さ等未利用有機物を堆肥化し、地域内農地に還元するという地域全体の環境保全に寄与する資源リサイクルシステムについても、調査研究を進めるとともに、モデル地区での実証検討を行う。

また、農業が地域環境に与えている負荷を軽減するために、ハウス等での使用済ビニールやマルチ資材、肥料袋、農薬の空容器等の適正処理についても、啓発指導を徹底する。

5) 生産者から消費者までの幅広い府民合意に基づく運動の展開

大阪エコ農業を推進するに当たっては、有機農業を含む大阪エコ農業が、食の安全安心のみならず、農業の物質循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであることについて、生産者はもちろんのこと関係者、消費者までの幅広い府民合意に基づいた運動として展開する。

5 具体的な推進方策

大阪エコ農業の推進を図るために、下記の具体的方策を実施する。

1) 試験研究による技術開発・体系化及び展示ほ設置などによる技術普及

大阪エコ農業の推進につながる技術・資材の開発・普及を図るため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所における試験研究や、農政室推進課病害虫防除グループを中心とした総合的病害虫・雑草管理(IPM)指標モデルの作成、各農と緑の総合事務所農の普及課における各種技術実証展示ほに、積極的かつ計画的に取り組むものとする。

また、資源リサイクルによる堆肥化の推進を図るために、効率的な堆肥化の方法や効果的な施用方法についても、試験研究や技術実証に取り組むものとする。

特に有機農業については、国の研修を活用するとともに、先進的な有機農業者との連携を強化するなど支援を強化する。

2) 推進状況の把握及び事例調査の実施

本府における大阪エコ農業の推進状況を把握するために、土づくり、施肥、農薬の使用等に係る主要な農業技術の普及状況や、エコ農業に取り組む農業者の意識や課題等の実態調査を行うものとする。

また、本府における今後の推進の参考に資するために、他府県等における取組状況等についての事例調査も行うものとする。

さらに、資源リサイクルについても、府内の取組状況や地域における問題点・課題等の抽出を実施するとともに、他府県等の先進事例の調査・研究にも努めるものとする。

3) 幅広い意識啓発の推進

協議会、研修会等の開催、各種広報媒体等の利用により、農業者、農協営農指導員、消費者、流通関係者、市町村担当者等に対して、大阪エコ農業の推進に関する意識啓発を行い、この実践や意識の高揚を図る。

特に、農の普及課においては、各種の研修会、講習会、消費者参加型イベント等を積極的に活用してこの啓発を行うものとする。

4) 流通関係者や府民の協力体制づくりや理解の推進

エコ農業や有機農業により生産された農産物の生産振興を図るためには、農家経営上のメリットが不可欠であり、認証農産物のブランド化を推進する必要があることから、特に流通関係者や府民との協力体制づくりに配慮するものとする。

また、大阪エコ農業が安心農産物の供給のみならず、環境と調和の取れた農業を目指すものであることについて、消費者の理解を促していくものとする。

5) PR 及び販売への取組の推進

大阪エコ農業の推進を図るためには、府民の認知度の向上を図ることが重要なため、各種イベントにおけるPR活動や、販売面で有利となるような取組の検討と実践について行っていくものとする。

また、大阪エコ農業に取り組む農業者やJAなどの出荷団体等と、農産物の流通業者や販売業者等との連携・協力体制を構築し、認証農産物や有機農業により生産された農産物の流通・販路拡大を図るものとする。

6) 補助・融資等各種施策の積極的活用

大阪エコ農業がより加速度的に確立・普及するよう、有機物供給施設、堆肥原料等製造施設、土壌診断、生育診断施設などの施設整備促進を積極的に行うため、各種補助事業・融資等の積極的活用を図るものとする。

7) 大阪版認定農業者制度の活用

小規模であっても環境に配慮した栽培管理手法により認証農産物等を生産し、出荷・販売する農業者については「大阪版認定農業者」などの新たな制度を活用し、積極的に支援していくものとする。

6 推進体制

基本方針の具体化に向け、別表に示す推進体制を整備する。

また、全市町村で推進体制が整備されるよう、市町村や関係団体に積極的に働きかける。

7 その他

本方針は平成18年12月に成立した有機農業法第7条第1項に基づく都道府県の推進計画としても位置づけるものとする。

〔推進体制〕

